

契 約 書 (案)

警察大学校（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 件 名 寝具リース
2 数 量 仕様書のとおり
3 仕 様 仕様書のとおり
4 納 入 場 所 仕様書のとおり
5 契 約 金 額 ¥ .— うち消費税額及び地方消費税額¥ .—
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）
第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）
第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
6 賃 貸 借 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
7 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、表記件名・数量・仕様の物品（以下「賃貸借物品」という。）を甲に賃貸し、甲はその対価として第3条の料金を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（賃貸借料金）

第3条 賃貸借物品の賃貸借料金（以下「料金」という。）は、別紙1「支払内訳」のとおりとする。ただし、月の中途においてこの契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき装置の故障その他の事由により、甲が賃貸借物品を使用できなかつた場合の料金は、別紙2「単価一覧」に記載する日額単価合計額に賃貸借日数分を乗じた金額とする。

（料金の請求及び支払）

第4条 乙は、別紙1に定める賃貸借期間毎に作業完了報告書等を提出し、甲の係官による検査確認を受けた後、前条に規定する料金を甲に請求するものとする。
2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を乙に支払うものとする。

（契約の解除及び違約金）

第5条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、そ

の期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第6条第1項に該当する場合

(4) 乙が第16条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条の各号の一に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号の一に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰すことのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第6条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第7条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の規定による違約金のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第5条第4項、第7条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第5条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできること。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(賃貸借物品の管理)

第11条 甲は、善良な管理者の注意をもって、賃貸借物品を管理しなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、履行内容の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、契約不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号の一に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、契約不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第16条 暴力団排除に関する条項については、別紙3「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第17条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第18条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都府中市朝日町3-12-1
支出負担行為担当官
警察大学校教務部会計課長

乙

支払内訳

賃貸借期間	日数	数量	数量合計	単価(税込)	金額(税込)
令和8年4月1日～令和8年4月30日	30	2	60		0
令和8年5月1日～令和8年5月31日	31	2	62		0
令和8年6月1日～令和8年6月30日	30	2	60		0
令和8年7月1日～令和8年7月31日	31	2	62		0
令和8年8月1日～令和8年8月31日	31	2	62		0
令和8年9月1日～令和8年9月30日	30	2	60		0
令和8年10月1日～令和8年10月31日	31	2	62		0
令和8年11月1日～令和8年11月30日	30	2	60		0
令和8年12月1日～令和8年12月31日	31	2	62		0
令和9年1月1日～令和9年1月31日	31	2	62		0
令和9年2月1日～令和9年2月28日	28	2	56		0
令和9年3月1日～令和9年3月31日	31	2	62		0
合計	365	—	730		0

※単価(税込)は別紙2「単価一覧」の合計額とする。

単価一覧

項番	品目	規格	日額単価	
			夏季	冬季
1	寝具	(夏用)敷布団、掛布団、毛布、枕		
2	寝具	(冬用)敷布団、掛布団、毛布、枕		
3	リネン	布団カバー		
4	リネン	毛布カバー		
5	リネン	シーツ		
6	リネン	枕カバー		
			計	0 0
			消費税	0 0
			合計額	0 0

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者を本契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「個別契約相手」という。）としないことを確約する。

(損害賠償等)

第4条 甲は、第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は個別契約相手が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は個別契約相手をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

仕様書

1 契約件名

寝具リース

2 数量

一式 2 セット

年間数量は別紙「寝具数量内訳」のとおり。

(各1セットの内訳)

○ 寝具 一式

- ・ 敷布団 1枚
- ・ 掛布団 1枚 (夏用または冬用)
- ・ 毛布 1枚
- ・ 枕 1個

○ リネン類 一式

- ・ 布団カバー 1枚
- ・ 毛布カバー 1枚
- ・ シーツ 1枚
- ・ 枕カバー 1枚

3 納入場所

東京都府中市朝日町3-12-1

警察大学校当直室

4 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※夏季 (令和8年4月1日から令和8年10月31日まで)

冬季 (令和8年11月1日から令和9年3月31日まで)

5 寝具の交換内容等

(1) 上記2の寝具一式について

毎月1回以上交換を行い、交換日は月末とし、月末が土、日、祝日に当たる場合は、前倒して実施するものとする。

(2) 上記2のリネン類一式について

毎日交換とする。1人分1セットを個別にビニール袋に入れて定期的に毎日交換できる枚数を納入するものとする。

6 一般適用事項

- (1) 本仕様書は、業務実施方法の大要を示すものであることから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然附帯の業務は全て当校係官の指示により、契約の範囲内で実施すること。
- (2) 請負者は、関係する法令、条例及び規則を遵守して当該業務を実施するものとする。
- (3) 業務の遂行にあっては、当校係官と十分打ち合わせを行い、その指示に従って実施すること。
- (4) 請負者は、作業に従事する作業員の身元、風紀、衛生及び規律の保持に関する一切の責任を負い、当校係官が適当でないと判断した作業員を従事させてはならない。

寝具数量内訳

貸貸借期間	日数	数量	合計
令和8年4月1日～令和8年4月30日	30	2	60
令和8年5月1日～令和8年5月31日	31	2	62
令和8年6月1日～令和8年6月30日	30	2	60
令和8年7月1日～令和8年7月31日	31	2	62
令和8年8月1日～令和8年8月31日	31	2	62
令和8年9月1日～令和8年9月30日	30	2	60
令和8年10月1日～令和8年10月31日	31	2	62
令和8年11月1日～令和8年11月30日	30	2	60
令和8年12月1日～令和8年12月31日	31	2	62
令和9年1月1日～令和9年1月31日	31	2	62
令和9年2月1日～令和9年2月28日	28	2	56
令和9年3月1日～令和9年3月31日	31	2	62
合計	365	—	730

